

年金受給者のための 所得税等確定申告事前相談会

公的年金等受給者で所得税等の確定申告が必要な人を対象に、確定申告の事前相談会を開催します。詳しくは、津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

とき	ところ
1月26日(金)・29日(月)10:00~16:00	市河芸庁舎
1月30日(火)10:00~16:00	一志高岡公民館
1月31日(水)、2月1日(木)10:00~16:00	久居公民館
2月13日(火)~15日(木)9:00~17:00	三重県教育文化会館本館5階

※久居公民館、三重県教育文化会館は駐車場の駐車台数が少ないため、公共交通機関をご利用ください。

※市河芸庁舎、一志高岡公民館、久居公民館への入場には予約番号が、三重県教育文化会館への入場には入場整理券が必要です。

医療費控除の申告の際の添付資料について

従来の医療費等の領収書の添付等に代わり、「医療費控除に関する明細書」「医療費通知(医療費のお知らせ)の原本^{*}」を添付する方式に改められました。これに伴い、令和3年度個人住民税(令和2年分所得税)以降の申告においては、領収書の添付や領収書の合計金額を提示するだけでは控除を受けることができません。必ず「医療費控除に関する明細書」「医療費通知(医療費のお知らせ)の原本」を添付してください。

※津市国民健康保険および三重県後期高齢者医療広域連合発行の医療費通知(医療費のお知らせ)については利用できます。ただし、津市国民健康保険発行の医療費通知は12月受診分、三重県後期高齢者医療広域連合発行の医療費通知は10~12月受診分が記載されていないため、その分の明細書を作成してください。

上場株式等に係る配当所得等の申告

上場株式等に係る配当所得等について、令和6年度より所得税と個人住民税において課税方式を統一させることになりました。これにより、所得税と個人住民税で異なる課税方式を選択できなくなります。

所得税で上場株式等に係る配当所得等を確定申告すると、これらの所得は個人住民税においても所得として算入されることとなります。それにより、扶養控除や配偶者控除などの適用、非課税判定、国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、介護保険料などの算定に反映されることがありますのでご注意ください。

住宅を取得等した人のための 所得税等確定申告相談

以下のとおり相談会場を開設しますのでご利用ください。

とき 2月13日(火)~15日(木)9時~17時

ところ 三重県教育文化会館本館5階

※会場への入場には入場整理券が必要

対象 令和5年中に家屋を新築または既存住宅を取得した人で、次に該当する人

- 住宅取得後6カ月以内に入居し、令和5年末まで引き続き居住
 - 原則家屋の床面積(登記面積)が50㎡以上
 - 床面積の2分の1以上が専ら自己の居住用
 - 令和5年分の合計所得金額が3,000万円以下
 - 金融機関等の住宅ローン(償還期間10年以上)を利用
- ※詳しくは津税務署(☎228-3131)へお問い合わせください。

確定申告は簡単便利な e-Tax(電子申告)で

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコンやスマートフォンで、画面の案内に沿って入力・操作することで、簡単に所得税の確定申告書や青色申告書・収支内訳書のほか、消費税の申告書の作成・送信が可能です。

e-Taxで確定申告すると、「書面で提出した場合より還付金を早く受け取れる」「本人確認書類の提示または写しの添付が不要」などのメリットがあります。また、マイナンバーカードを利用したe-Tax送信がご自宅等から簡単にできますので、ぜひご利用ください。

確定申告書の作成やe-Taxでの申告方法などを、動画で紹介しているページもありますので、ぜひご覧ください。



確定申告書等
作成コーナー



動画で見る
確定申告

申告や納税に関するお問い合わせ

申告や納税に関する相談や問い合わせについては、津税務署(☎228-3131)へ電話すると自動音声で案内しています。相談内容に応じて該当する番号を選択してください。また、税務相談チャットボット「ふたば」による相談受け付けもご利用ください。

チャットボット
をぜひご利用
ください。



税務相談チャットボット「ふたば」